

日本年金機構職員給与規程等の改正について

日本年金機構

1. 改正の概要

(1) 日本年金機構職員給与規程（規程第31号）

休職の期間中における給与の支給は機構が定めることとされている休職に組合専従休職を追加する。

(2) 日本年金機構職員賞与規程（規程第35号）

- ① 期末手当の算定期間は、6月1日及び12月1日の基準日から起算してそれ以前の6か月間における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じて支給することとされているが、6月1日が基準日の場合は前年の10月1日から当年の3月31日、12月1日が基準日の場合は当年の4月1日から9月30日までの6か月間を算定期間とすることに改める。

また、平成22年12月の賞与に関し、6月1日から11月30日までの間の採用者については、平成22年6月1日から11月30日までの6か月間を算定期間とする経過措置を設ける。

- ② 賞与の支給基準日である6月1日及び12月1日において、賞与を支給しない休職に組合専従休職を追加する。

(3) 日本年金機構特定業務契約職員給与規程（規程第33号）

特定業務契約職員のうち、年金事務所のお客様相談室に所属する職員で、窓口年金相談業務に専任で従事する職員に対し適用する基本給表を設け、給与水準の改善を図るものとする。

なお、当該基本給表については、平成22年4月23日付労管指2010-54「特定業務契約職員の給与の取扱い（諸規程によらない定め）」により既に実施している。

2. 改正・施行日

平成22年11月1日

規程第31号

理事長決定

平成22年11月1日改正・施行

日本年金機構職員給与規程（改正）

日本年金機構職員給与規程（規程第31号）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

改正後	現行
<p>第4章 給与の特例</p> <p>（休職期間中等の給与）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 職員が職員就業規則第18条第1項第5号、第6号及び第7号又は准職員就業規則第8条第1項第5号及び第6号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中における給与の支給は機構が定めるところによるものとする。</p>	<p>第4章 給与の特例</p> <p>（休職期間中等の給与）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 職員が職員就業規則第18条第1項第5号及び第6号又は准職員就業規則第8条第1項第5号及び第6号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中における給与の支給は機構が定めるところによるものとする。</p>

（傍線部分は改正部分）

日本年金機構職員賞与規程（改正）

日本年金機構職員賞与規程（規程第35号）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>（賞与の支給等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）職員就業規則第18条第1項第2号、<u>第3号及び第6号又は准職員就業規則第8条第1項第2号及び第3号の規定に基づく休職期間中の者</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程（規程第29号）第3条の規定により育児休業をしている職員。ただし、<u>基準日に対応する第7条第1項に規定する期間中に勤務した期間等がある職員を除く。</u></p> <p>第2章 賞与</p> <p>（期末手当）</p> <p>第7条 期末手当は、<u>6月1日が基準日の場合は前年の10月1日から当年の3月31日、12月1日が基準日の場合は当年の4月1日から9月</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>（賞与の支給等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）職員就業規則第18条第1項第2号及び第3号又は准職員就業規則第8条第1項第2号及び第3号の規定に基づく休職期間中の者</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程（規程第29号）第3条の規定により育児休業をしている職員。ただし、<u>基準日以前に勤務した期間等がある職員を除く。</u></p> <p>第2章 賞与</p> <p>（期末手当）</p> <p>第7条 期末手当は、<u>基準日から起算してそれ以前の6か月間（在職期間6カ月に満たない者については、その在職期間）における勤務日数を勤</u></p>

改正後	現行
<p><u>30日までの6か月間（在職期間6カ月に満たない者については、その在職期間）における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p><u>第3条 平成22年6月1日から平成22年11月30日までの間に採用された職員に係る平成22年12月1日を基準日とする期末手当は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年6月1日から平成22年11月30日までの6か月間（在職期間6カ月に満たない者については、その在職期間）における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。</u></p>	<p>案して、その者の職責に応じてこれを支給する。</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

日本年金機構特定業務契約職員給与規程（改正）

日本年金機構特定業務契約職員給与規程（規程第33号）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

改正後	現行																																																																			
<p>第2章 基本給</p> <p>（基本給の決定）</p> <p>第8条 基本給は、別表第1又は特に指定した者については別表第1-2に定める額とし、別表第2の基本給の支給地域区分表及び別表第2-2の基本給に支給事務所区分表に応じ決定する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（基本給の変更）</p> <p>第9条 特定業務契約職員は勤務評価及びレベル確認テストの結果に基づき、契約を更新する際に基本給のクラスの見直しを行うことがある。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、機構が必要と認めるときは、基本給のクラスの見直しを行うことがある。</p>	<p>第2章 基本給</p> <p>（基本給の決定）</p> <p>第8条 基本給は、別表第1に定める額とし別表第2の基本給の支給地域区分表及び別表第2-2の基本給に支給事務所区分表に応じ決定する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（基本給の変更）</p> <p>第9条 特定業務契約職員は勤務評価及びレベル確認テストの結果に基づき、契約を更新する際に基本給のクラスの見直しを行うことがある。</p>																																																																			
<p>別表第1-2（第8条第1項関係）基本給表 （単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">クラス</th> <th rowspan="2">地域</th> <th>一級地</th> <th>二級地</th> <th>三級地</th> <th>四級地</th> <th>五級地</th> <th>六級地</th> <th>七～六級地 以外</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">クラス①</td> <td>日給</td> <td>10,900</td> <td>10,760</td> <td>10,600</td> <td>10,510</td> <td>10,310</td> <td>10,150</td> <td>10,010</td> </tr> <tr> <td>時給</td> <td>1,363</td> <td>1,345</td> <td>1,326</td> <td>1,313</td> <td>1,288</td> <td>1,259</td> <td>1,252</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クラス②</td> <td>日給</td> <td>8,750</td> <td>8,620</td> <td>8,500</td> <td>8,430</td> <td>8,260</td> <td>8,140</td> <td>8,030</td> </tr> <tr> <td>時給</td> <td>1,093</td> <td>1,078</td> <td>1,063</td> <td>1,054</td> <td>1,033</td> <td>1,018</td> <td>1,004</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クラス③</td> <td>日給</td> <td>8,150</td> <td>8,040</td> <td>7,920</td> <td>7,850</td> <td>7,700</td> <td>7,590</td> <td>7,480</td> </tr> <tr> <td>時給</td> <td>1,019</td> <td>1,005</td> <td>990</td> <td>982</td> <td>963</td> <td>949</td> <td>935</td> </tr> </tbody> </table>		クラス	地域	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	七～六級地 以外								クラス①	日給	10,900	10,760	10,600	10,510	10,310	10,150	10,010	時給	1,363	1,345	1,326	1,313	1,288	1,259	1,252	クラス②	日給	8,750	8,620	8,500	8,430	8,260	8,140	8,030	時給	1,093	1,078	1,063	1,054	1,033	1,018	1,004	クラス③	日給	8,150	8,040	7,920	7,850	7,700	7,590	7,480	時給	1,019	1,005	990	982	963	949	935
クラス	地域			一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	七～六級地 以外																																																										
クラス①	日給	10,900	10,760	10,600	10,510	10,310	10,150	10,010																																																												
	時給	1,363	1,345	1,326	1,313	1,288	1,259	1,252																																																												
クラス②	日給	8,750	8,620	8,500	8,430	8,260	8,140	8,030																																																												
	時給	1,093	1,078	1,063	1,054	1,033	1,018	1,004																																																												
クラス③	日給	8,150	8,040	7,920	7,850	7,700	7,590	7,480																																																												
	時給	1,019	1,005	990	982	963	949	935																																																												
<p>（傍線部分は改正部分）</p>																																																																				